

1. 件名

原子燃料工業(株)東海事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(1)

2. 日時

令和2年10月8日(木) 13時15分～14時55分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

鈴木管理官補佐、池谷原子力検査官

原子燃料工業株式会社

東海事業所環境安全部安全管理グループ長 他1名

原子燃料工業株式会社

熊取事業所環境安全部安全管理グループ長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1: 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請について

資料2: 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について

資料3: 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について

資料4: 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまより、原子燃料工業東海事業所との面談を開始します。本日の議題は、Aは2年9月18日付で申請があった、こんな事業に関わる保安規定変更認可申請について審査会合前の面談を行うものになります。
0:00:21	本日面談資料としていただき提出いただいているのは、1-1から1-4の合計を、その資料になります。
0:00:32	本日の議題としましては、申請書及び審査会合資料として提出された資料について規制庁のほうからコメントを個目が事実確認をさせていただきますので、跨ぎを行います。
0:00:49	まずね、原燃工東海から提出されている資料については、規制庁のほうで内容の確認は行っているんですけども、補足で何か説明するものがあり、あれば、説明をお願いします。
0:01:11	原子燃料工業東海事業所のセヤマでトップにするような影響はございません。
0:01:21	規制庁タケダです。わかりました。
0:01:25	それでは、はい。議題の方入って参ります。
0:01:30	では、最初に、
0:01:32	燃料施設監視部門の方から確認事項等ありましたらお願いします。
0:01:40	よろしいですか。はい。
0:01:42	それでは審査部門の方から事実確認を進めていきます。
0:01:50	確認事項ある方を、はい。はい。
0:01:54	それでは慶長のタケダの方から何点か事実確認をさせていただきます。
0:02:02	まず1点目なんですけれども、当資料で言いますと、それと1-2になりますが、
0:02:13	はい。
0:02:14	失礼しました1-3のほうですね、審査基準等の対応状況のものになります。
0:02:23	はい。
0:02:27	機器、
0:02:28	ここの37ページ。
0:02:34	加工規則の8条第1項の第16号の
0:02:40	審査基準に会計についての対応に関するところで、
0:02:45	加工施設の経年劣化に関する技術的評価を実施するっていう記載はあるんですけども、
0:02:53	技術的評価に関しての品質管理、こういったプロセスでは実施をして確認をしてというふうなのせて実施されていくのか。
0:03:05	ちょっと御説明いただけるでしょうか。

0:03:26	原子燃料工業東海事業所のセヤマです。一層の質問は、高経年変化に関する技術評価に対する品質保証の部分を期待を確認するということによろしかったでしょうか。
0:03:48	1 系統がかけられている方ですね、要は
0:03:55	要求としてあるのが、
0:04:01	承知してください。
0:04:09	はい。
0:04:11	この資料 1-3 の 40 ページ目を見ていただくとかと思うんですけど。
0:04:21	やはり徹底というのを、
0:04:23	保安規程審査基準の新旧がある物件の指針の方、この 2 ポツ、
0:04:31	ところで、
0:04:39	読みますと、各本設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、
0:04:46	加工施設及び体制再処理施設のほう経年化対策に関する基本的考え方等を参考とし、
0:04:55	加工規則第 7 条 4 の日経された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め実施
0:05:05	することが定められていることということで、
0:05:09	これ回線の関連情報が
0:05:13	62 条の 6-4 孔、
0:05:17	定めていると。
0:05:18	ということで、先ほどの 37 ページのところ、
0:05:23	飛んで来るかと思うんですけど。
0:05:26	この際を見ていると。
0:05:32	4 ポツの機械施設設備管理部長が実勢し、
0:05:41	管理の方針を策定するという場合があります。
0:05:45	ということなんですけれど。
0:05:50	要は言いたいのは、技術的な評価っていうのを実施してその妥当性の評価ですとか、
0:05:59	どこに報告するのかといった体制的なものが読めないところがあるんですけど、それはどこかに期待があるんでしょうかということになります。
0:06:27	原子燃料工業東海事業所スズキでございます。当該の経年化評価の実施の体制のやり方でやってきた結果の報告等については、詳細は

0:06:43	保安規定の下部表示基準、標準のほうですね、社内文書の方で定めるですけども、従前ですと、こちらの活動ですね、定期評価という枠の中で行っていた活動のほうがかえりなんか、
0:07:00	従前は定期評価の基準というの、その下に経年変化評価実施要領標準書を用意してそれに従って実施しております。で、本番の
0:07:15	保安規定の変更に伴いまして、ここの経年変化評価活動については、施設管理のほうの状態置いていまして、本中で実施の手続きを定める。
0:07:32	我々準備しております。
0:07:35	活動においての体制等についてはそちらの各地点いまして、施設ということがあるかと思えます。
0:07:49	原子力規制庁のタケダですとか文書のほうで体制を定めていくということで、はい、承知いたしました。
0:07:59	それでもう1点確認なのですか。
0:08:03	今度は
0:08:06	基準の経常第1項の7号のところになります。
0:08:16	ほぼ質問だけでもいいけど、
0:08:20	が、
0:08:23	資料のページではないんですけど、
0:08:29	確認させていただきたいとか、保全区域に関するところになりまして、
0:08:35	保全区域については別でも負担に示されていたということで個別だけ聞いてさらにいくつか課題がないんですけど。
0:08:45	どの方向今回保全区域として設定されているのが廃棄物処理棟ということと後は機械室が設定されているんですけど、この設定の考え、
0:08:59	どういった方針、考えのもとで決定されているのかということをお説明いただけるでしょうか。
0:09:09	原子力工業協会技術のセヤマです。こちらの保全についての考え方につきましては、こちらのほうですね加工施設でございますのでその加工施設の
0:09:26	安全機能の有する施設、こちらにですねその機能しなかったときに影響するものでは保全区域を設定するという考え方のもと、具体的にはこちらの別図3のほうにございますが、
0:09:43	はい、構造にございます。非常用発電機及び給水等のほうにございますが、発展。
0:09:51	こちらのほうで保全区域として選定しているというのは
0:09:56	以上の考え方でございます。

0:10:17	ページのタケダですね、ちょっともう一度確認なんですけども、図でいう0-4が廃棄物処理棟で
0:10:28	南の南側にこれが発電機ということで評価
0:10:35	原燃工東海のセヤマでその通りでございます。また、廃棄物処理棟の南側にあるかっていうところがやっぱり気をつけていてございます。
0:10:52	保全区域の設定の考え方としては承知いたしました。
0:11:15	原子力規制庁の永井です。今
0:11:21	これを申請書の約59ページの機械等、
0:11:27	の発生頻度と前回聞いた話で、まああの、考え方を御説明があったんですが、これ、
0:11:38	最終的にどのようになっているのは、審査会合行う審査会合でもあるので、きちっとお伝えをしていくことになるんですけど、先行のパターンのへの説明、
0:11:54	そうですね。皆さんのところはちょっと熊取事業所が今先行していて、たり事業所に対しても説明をしているところで、そこと同じページ以外にあって、
0:12:33	規制庁タナベでちょっといろいろと一度見ルートにしておりますので少々お待ちください。
0:15:39	活動
0:15:49	核燃料監視部門の鈴木といいますけども、
0:15:56	ちょっと確認させてください。先ほどのお話を確認ということで、
0:16:02	先ほど保全区域の話がされてましたけども、保全区域についてと
0:16:10	これなんていうことでこの表は、
0:16:14	引き続きですね、別図3の話でよろしいでしょうか。
0:16:20	別図3でよろしいですか。はい、通算で先ほど④の廃棄物処理棟と⑤の機械棟です。
0:16:35	鎖線で入れたところを、が保全区域だという話をされまして、これ両方とも非常用DGがあるということでよろしいのでしょうか。
0:16:48	えっと正しくはですね、⑤の機械加工もそこにですね、その中に発生してございまして、その北側の発信という非常に寄せて基準でございます。④のほうは最終処理棟の南側に発電機が
0:17:05	内訳でございます。
0:17:09	それからとか持ちかけします。どちらにも④も⑤も発電機は別々にあるということですね。
0:17:17	その通りでございます。⑤のほうがあえと、二つハンチングしたりしますが、発電機があるほうが、

0:17:31	大きいほうのハッチングのほうで喋んのほうですか。
0:17:38	ここで計算していただきますと⑤の機械棟のはっきりにつきましては別途発電今現状こちらにもございます。
0:17:48	はい。
0:17:49	⑤については両方とも発電機があるんですね、
0:17:54	スズキでございますと、⑤番については⑤と書いてある四角のところ、代表的なものでして、この建物の中に配置してる限りがありまして、それは別にその機械棟の北側の屋外に設置している事実もあると。
0:18:12	というような状況でございます。当事業所加工施設全体に対して、いくつか理事分かれてると思うがありまして、1ぐらいで全体をカバーしてるような設計ですって、事業者には幾つか議事が点在するっていうそういった状況になって、
0:18:31	ということはこのハッチングしている⑤のほうは2ヶ所に配布ははっきりしてありますけども、各々2系例示があるので④についても、この廃棄物処理棟の隣
0:18:47	ハッチングしてある部分にページがあるという認識でよろしいですね。
0:18:52	原燃工東海スズキでございますが、その認識で結構でございます。
0:18:57	調べにこの第1っていうのはまた完全に1台1台あれば簡単ですけども、もっとあるという形でよろしいですかね。
0:19:08	原燃工東海スズキです。④番の廃棄物処理棟のほうにつきましてはその南側に廃棄物処理表上のDGが1台設置されてます⑤番のほうにつきましてはその分で言いますと、①番でお聞かせを考慮してありますけども、
0:19:27	こちらは建物の中の施設向けのDGが複数台あるような形になって、
0:19:36	はい。
0:19:38	この中に1台、屋外に2台。
0:19:44	というような状態です。
0:19:48	屋外に依頼というのはこのハッチングの表現のところでは2台あるということで、
0:19:55	はい、そうなります。
0:19:58	ハッチングの大きいほうに⑤のハッチングが大きいほうには複数台あるということですね。
0:20:04	ですね。
0:20:09	1台ございましては全部で4台ということで、⑤2系統を⑤にハッチングの小さい方向に2台、⑤の機械棟自体に1台であと④のほうに
0:20:27	廃棄物処理建屋の隣のところに一覧。
0:20:31	それとあと、ございますが、若干確認しますので、こちら回答させていただければ非常に重要保全区域としては、このページのために、保全区域を

0:20:46	保全区域としているということで、
0:20:49	ほかに保全区域の立体視している理由というのは特にはないということでしょうか。
0:20:57	うん。
0:20:59	通りでございます。
0:21:03	はい。
0:21:05	原子力規制庁の永井です。今の保全区域の検出してですね、ちょっと突っ込んだ確認をしますけど、今皆さんの DG を保全計画ということができた。
0:21:22	この DG は施設の本体はいいが異なって、
0:21:31	具体的には、その燃料タンクであるとか、
0:21:34	起動用のバッテリーかもしくは空気貯めかわからない程度場所も含まれているのでしょうか。
0:21:49	はい。
0:21:50	原子燃料工業東海事業です、その通りです。はい。
0:21:55	原子力規制庁の永井です。そうすると今の建屋のところには発生してないんですけど、もうあとはそのそれぞれの建家の中にケーブル所管走っていて、屋外を通るのはないという理解でよろしい。
0:22:13	原燃工とされてちょっと正確にいきますとタンク等々はですね、建家の中にございますので、⑤対象につきましては①の加工棟の機能を保持するための発電機でございますが、この発電し、
0:22:34	①と⑤つなぐ全部につきましては⑨の中の配電盤を想定どっちかをスポーツページ①の各設備繋がってるとか埋設した状態で、①まで繋がってるというそういう状況でございます。
0:22:50	はい、原子力規制庁の永井です。その部分は保全区域Bとしているのでしょうか。
0:22:58	原燃工東海のセヤマプレートその部分はですね、当然保全区域にはしてございません。いと見えかという今私どもと考え方としましては⑤のほうで入り一般の方できなかったって後提示された埋設された。
0:23:18	実際に対象で、そういった埋まっていて、人が容易にはいることができないというところで、現在は安定的につきましては、保全区域でございません。
0:23:35	原子力規制庁のナガイっていうわかりました。本日のヒアリングは審査／5枚ということで、何か判断をしていることはありませんので事実確認ということですが、
0:23:50	先週ですね、
0:23:54	10月はおめんなさい、いざの

0:23:58	10月の
0:24:00	4款の三菱原子燃料の
0:24:04	今、審査会合です、その保全区域の考え方には都市として、ぜひについては本体だけでなく、補機類も陸域ということで出していますので、小さく御社の
0:24:23	次来週予定している審査会合でもまた出しすることになると思いますけれども、今のところ申請範囲にはや地下ケーブルが保全区域として適していないということで説明。
0:24:39	ということで今は皆さんの考え方ということだということに理解しています。
0:24:48	最終的には審査会合で、
0:24:52	それからもう1点なんですけれども、そもそも今、この非常用発電機だけが保全区域
0:25:03	もっと非常用発電機を設置する場所だとが保全区域になってるんですけども、それ以外の安全機能に有する施設で管理区域内の安全機能の一部がですね。
0:25:19	管理区域外に設置されていることがまずあるのかないのか。
0:25:26	あるとすれば、それを保全区域で設定しないのはなぜかっていう点
0:25:33	ちょっと御説明いただけますでしょうか。
0:25:36	今後、
0:25:38	その後につきましては当然事業所今それ事業所というのをちょっと小さな会合の結果等も踏まえ、と、ちょっとこれ保全区域についてはもっと考える必要があるという。
0:25:58	ちょっとおっしゃいます。そういうふうにご発言いただいた10月6日 MNFの全般の審査会後熊取事業所のエリアというふうな作業状況も踏まえながら、
0:26:14	保全区域についてはですね、考え方をもう少し整理していきたいとございます。はい、原子力規制庁の永井です。前向きの発言ととらえておられますが、今、いわゆる別個に段階的に御社の場合は、
0:26:34	赤色の鉄筋も含めてけれども出いて、要は新しい新規基準の許可のもとで安全機能を有する施設で、いわゆる管理区域内の安全機能を維持するための
0:26:49	管理区域外に設置されている設備はあるかないかって言ったらあるんですね。
0:26:56	熊取事業所で抽出したような
0:27:00	設備になってるんだけれども、

0:27:03	当社もそれより事業一つですね、基本的な構成は同じですので、あるというのが1点はわかりましたであるんだけど、現在の申請では、
0:27:19	保全区域として設定はしていないということで、
0:27:23	よろしいですか。
0:27:24	その通りでございますが、私、確認する。
0:27:29	はい。
0:27:30	原子燃料工業東海スズキでございますでしょうか。
0:27:35	先ほどの2いただいてました非常用発電機の2人するお話なんですけれども、
0:27:43	私どもの加工事業の許可ではですね、先ほど申しました。
0:27:52	
0:27:53	ほか他にもですね、まだ非常用DGとして用意するものとして記載しているものがございまして、そちらについては、現状これまでのところで、
0:28:09	設工認ですとか、あとはの使用前検査ですとか、そういったものを受けていないものであったり、これから新たに設置する予定のものでございまして、これらについては、今回の申請には記載をしていないという、そういうこととございまして。
0:28:32	はい。原子力規制庁ナガイです。今四台以外にもある程度おっしゃられましたけど、具体的に何台あるんですか。
0:28:42	えーとですね、先ほどの台数で言いますと、
0:28:53	恒設全体をですね安全基準に対して6台の記事で、本来として受け持っているような設計でして、それにプラスしまして、そのいずれか1台が動かなかった状況においては、予備機を用いて、その系統化すると。
0:29:13	というような形で考えてございましてかいただいてまして、常時待機してるのが6台プラス予備1台といった形で今、
0:29:24	はい、原子力規制庁の永井です。今予備機等おっしゃられたのは、新設っていうか、されてるんだと思うんですけど、現在もすでに運用、
0:29:39	ているものなんですかそれとも新規制基準対応で新たになっ今後設置しようとしているものなのでしょうか。
0:29:47	現制度ホームとかスズキでございますが、予備品についてはこれから新たに設置する予定のものになります。現状はまだ説明してございます。わかりました。はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。それに合っどっかにあるのであれば、それも、
0:30:02	やっぱの保全区域になぜなくていいのかって説明をしていただこうと思ったんですけど、

0:30:10	いまだないものと保全区域指定しようがないので、それは安全はわかりました。
0:30:18	続きでございますあるかないかというお話になりますと、今申しましたように来については、これから設置するもので現状ないんですが、
0:30:32	対策本部機能を持っている建物への移行のための比較ですとかは
0:30:41	事務的な人事総務ですとか
0:30:45	時のものがあるような建物について、一部通信連絡設備のあるものもあるんですけれども、そういったところへ給電するやつについては、現状あるんですが、それらについては、
0:31:01	これまでを確保等、加工施設として確認していただいたことはないものっていうか、そういったものは現状2台ある。
0:31:12	原子力規制庁ナガイ別でその議題は許可では安全機能を有する施設として新規制基準対応の安全機能を有する施設として、登録といいますかね、許可の中で、
0:31:28	機能持たせていくことにただ現状の加工施設としてはまだその10%の要求もないような状況で
0:31:41	加工施設としていないというところでよろしいですか。
0:31:46	原燃工東海鈴木です、そうでございますので、そうしたときにその議題はあるかないかといったら、あるっていうことで、まだないないっていうのはその新設するからまた設置もしていないのか設置しているけど加工施設として、
0:32:04	の登録というのが関心を復興に向けて以外とどっちがなんでしょう。
0:32:11	ということがいえる事が進んで設置はしておりますが、設工認でまだ見ていただいてないという。
0:32:19	わかりました。はい、原子力規制庁の永井です。そうすると、ちょっと話は後で段階的申請の管理についてお話をとって確認しようと思ってたんですが、そういう。
0:32:35	段階的なあ。
0:32:38	申請っていうのは今回何か申請書の資料の中で触れていたりとか、説明している部分がありますでしょうか。
0:32:48	はい。
0:32:53	原燃工東海スズキでございます。事業許可の記載に対しての変更等、
0:33:00	内たいしますソフト対応とか保安管理についての導入の進捗の方弁閉落ち着いて。
0:33:09	の変更の際にも御説明してたと思いますけども、その観点で今回の本申請のほうに反映する事業はないという考えてございまして、注いだ進捗はないか。

0:33:23	原子力規制庁の永井です。とりあえず現時点ではそういう説明を後程ホームページについてはまた確認したいと思います。
0:33:34	一つました。
0:33:39	はい。
0:33:40	規制庁のイケナガですけれども、
0:33:45	保全区域との管理区域の管理のやり方違いは大きなところは何ですか。
0:34:02	原燃工東海セヤマで保全区域と放射線管理区域の管理区域の管理の仕方っていうとここで北へとまず維持管理をするっていうところですね、正常こうするという。
0:34:18	ところがですねと同じでございますが、保全区域以外のところで核燃料物質を扱っている関係上、放射線管理というところも入ってきているものが保全区域等、ある。
0:34:32	また、第二種管理区域の違いとして挙げてございます。
0:34:40	規制庁イケナガですが、結局大きな違いは放管をやるかやらないかが違うという理解でよろしいですか。
0:34:48	原燃工東海セヤマでございます。わかりました。
0:35:10	規制庁の例えば月
0:35:12	今度ですね
0:35:15	イのお送りいただいた資料 1-4 の発行を経て、加工施設事業変更許可と保安規定の再整理上、
0:35:25	これを今御提出いただいているんですけど、その中で 1 個だけ確認させていただきたいというか、
0:35:33	ページで言うと、3 ページ目になります。
0:35:41	はい。
0:35:45	今後ね、保安品質マネジメントシステムの文書化、
0:35:51	これ、
0:35:54	対比表がある 3 ページ目中段の表はです。
0:36:00	ここで所管の方の本文で(3)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるように、
0:36:11	そういうために必要な文章とあるんですけど。
0:36:14	これに対応する。
0:36:18	文書っていうのは、
0:36:20	保安規定の
0:36:22	第 4 条の 2 の

0:36:25	ニコスで1から10で挙げられているんですけど、このうちのどれに対応するのでしょうか。
0:36:57	原燃工東海、セヤマです今後この3ページですね、事業許可本文のところがあるとかっこう両括弧3の実行性など個別計画的な事情で搬出ができた。
0:37:12	当社の前に、今の実態等をしてはですね具体的な各論としましては、こういった組織の計画的な保守管理をするための基準及び標準もですね文書管理規程文書管理のところ当たると。
0:37:31	そういう意味で言いますと、プロジェクト管理の方は文書管理技術といった範囲の分析を定めてございますので、具体的な活動として入っていますが、もう業務を緑化Paこちらのほうで向か開会のご質問、
0:37:51	一方で、前で管理等について具体的に定めている事になる。
0:37:59	はい。
0:38:18	水平タケダです。はい。ここにしましては理解しました。ありがとうございます。
0:38:27	渡しながらちょっともう1個確認なんですけれど、最初に確認すべきだったかもしれないんですけど。
0:38:35	東海事業所での保安規定については熊取事業者の保安規定と比較して何か体制上、ここ大きな違いがあるというところであるとかあるんでしょうか。
0:38:54	ここで原燃工とかでテーマ広報と人こちらの東海事業所と困っという要素ですね、体制にして違うはずところはございませんで、かつ案を
0:39:11	ここではございますが、今回例とこういった場ではあったんですが、今密閉の条文自体でまたここではなかったっていうことがございましたので、今回の保安規定の変更申請ではですね、ここへ立って、ほぼ同じですので、
0:39:30	できるだけ合わせるようにしていっぱいで部会委員は、資料1-1のね4ページのところ、保安上の小工程のところでございます。ただ、
0:39:45	で、こちらのところで今回の比較というふうに伴うところの変更があれば、やはり重立ったものでありますが、これ以外にもですね、例えば第9章のところ、スズキとかというのがある活動であるっていうのもこれまで
0:40:03	競争というところでJA規定していたものを第9条削除して、それを30条の2、37条の2、37条の3に移管といったところ、あと単純徐々によくしましては
0:40:20	自動的にかかる時のことが記載されてございますが、従前東海事業所の開閉器とポンプが体制の整備等につきましては、もちろん力に36条の2から36条の6にそれぞれの事象ごとにある程度定量受けてございましたら、それを模範徐々に右へ統合していく。
0:40:40	何かここでこれ自体も含めて熊取の整理と合わせたというのが今回の変更に含まれるモデルなり、

0:40:52	そういう意味では熊取事業所と東海事業所ほぼ同じにしたというのがございます。
0:41:04	規制庁のタケダでつつ、
0:41:07	もともと大きな違いの中の本会はたら2の構成を見直して、できるだけ熊取事業所ととらえるようにしたということで理解しました。ありがとうございます。
0:41:23	規制庁のイケナガですけど、ちょっと戻って恐縮なんですけど、資料の1-3ですわね。
0:41:31	1-3で7条の3。
0:41:35	責任と権限というところになるんですけど、
0:41:41	7条の3は、5ページ目ですわね。
0:41:44	ここでは先ほどの例な意見かかり得ると思います。
0:41:55	質問したいのはですね、内部監査の話なんですけども、込ま内部監査は第十三条にあるんですけどその前提としてですね、内部監査というものをもう
0:42:11	品質安全管理室が監査室だと思うんですけど、これを設置すること、それからその独立性の確保、これは社長がですね設定そういうような権限を付与するということがあって初めて13条が生きてくるかと思うんですけど、
0:42:29	その辺の記述はここでは7条の3では記載していないように思うんですけど、どこかで、この辺の記載があるんでしょうか。
0:43:13	規制庁のイケナガです。ちょっと回答がすべて非常にないんで、こちらが想像できてるんですけども、この品質安全管理室の話がですね全社に跨る話なので、
0:43:29	ここでの記載がなくて、何か別の大きなところで記載されてるということであればそれで結構なんですけど。
0:43:41	原子燃料工業東海事業所セヤマです。こちら7号の3とあとその具体的な活動の内容につきましては
0:43:51	でも、今回ここではないと申請書の中で今整理表19分のところなんです。こちらのほうで関連情報っていうところで、
0:44:04	品質安全管理指標、あと増え、
0:44:10	今後確認組織的に権限取得そういった本社と呼ばれるところで、受けてございますので、ちょっとあのその状況につきましてはもうちょっと整理した上で、
0:44:24	すみません。
0:44:28	すみません、この通りでございますけれどもよろしいでしょうか。
0:44:32	お願いします。
0:44:35	今のご指摘ですけれども、
0:44:39	品質安全管理室長が実施いたしますわぐらいの探查につきましては、

0:44:45	熊取も東海も同じような仕組みでございますので当然社長 1 名でございますので、
0:44:53	その伝え
0:44:54	同じようなことでございますので、具体的にはですね、第 5 条と第 2 項のところご覧になっていただきたいんですけども、4 ページでございます。資料 1-3 が 4 ページでございます。
0:45:07	ちょっと読ませていただきます。社長は品質安全管理室長に管理責任者として、
0:45:13	その状況保安内部監査させるとともに云々の記載がございますので、今まさに
0:45:19	イケナガさんがおっしゃっていただいたような内容の記載が従前からございます。ご確認願います。以上です。
0:45:29	これも
0:45:31	規制庁イケナガですが独立性も借りてるんですかね。
0:45:36	要は他のや取締役とかなんかがですね、室長の業務いろいろタッチすることができないと、そういうふうな独立性なんですけど。
0:45:54	下のところまでございます。少々お待ちいただけますでしょうかもちょっと次の他の離隔に移っていただきます前に確認いたします。
0:46:04	はい、原子力規制庁の永井です。今熊取事業所の方から回答はあったんですけども、本日の面談は総会事業所に対するものなので、今のはそれで同様体制ってことで承知しましたけれども、
0:46:23	基本的に東海事業所の保安規定の認可申請書ですから、東海事業所がどのように認識をしているかということで確認していますので、東海事業所のほうから回答してください。
0:46:42	原電東海セヤマでプレート承知いたしました。課長だとか、こういう対応上のほうには閉鎖されてございますが、独立性の部分につきましては閉塞と確認した上で解釈いただきたい。
0:47:01	規制庁のイケナガですがあと一つ確認させてください。第 7 条の 6 ですね、組織の内部の情報の伝達という情報なんですけども、結構でこの文面を見た限りではですね。
0:47:18	当情報伝達することだけが書かれてるようでして、これについて、意見を求めるとコミュニケーション、そういうような文言が見当たらないんですけど、そのような意識も含めて書かれているという。
0:47:34	意味でしょうか。
0:48:02	原燃工とかセヤマとちょっとその部分につきましても、これちょっと確認して提示した上でいただきたい。

0:48:11	規制庁イケナガですと聞いた方の上位げ出すだけでよろしい伝えられた方から反論じゃないんですけども、意見とか何とかもやっぱりあってしかるべきだと思ったものですから、こういう確認をさせていただきます。以上です。
0:49:16	規制庁の武田です、進めていきます。
0:49:21	進め方がよくなかったんですけども、これから確認事項は資料ごとに順に確認していくこと。
0:49:32	この意図する確認をする人につきましては、7 ページのどこに関する確認事項、ここまでの
0:49:45	ちょっと、
0:49:46	戻ってしまいますが、
0:49:49	資料 1-1。
0:49:52	この資料 1-1 における検査制度の見直しに伴う保安規定変更の認可経験って、
0:50:01	ここから指摘事項あるかというらっしゃいます。
0:50:10	続いて、
0:50:22	原子力規制庁の永井です。確認といえますか、今回、これ資料 1-1 で柱立てて学会等の変更理由ですね、ページ目に品質保証体制、
0:50:38	いった品管基準という事 2 番目が各国の用語の追加変更
0:50:48	ことを 345 と三番が 70 回の改正。
0:50:55	結局、
0:50:56	四、五はまた追加で生活した具体的なものが参照に入っていて、考え方をもう一度東海事業所に確認したいんですけども、この中で二つ目のポツで基本的に、
0:51:15	従前の章構成を継承しつつ、
0:51:18	枚目とシステムの要求事項への対応のために、流そう構成を変えて、先ほど熊取と同じだと言っていましたけれども、今のコメント業務
0:51:33	。
0:51:34	そして、分岐の所を期待したということ。
0:51:40	なんですけれども、それ以外に、従前の
0:51:45	この個別業務のところには、一番その文書管理であるか違う業務も入っていたんですが、これはどういうふう整理して、どこに移したのかというのを見ていただけますでしょうか。
0:52:03	原燃工東海事業所の提案でございますけれど、こちらにつきましてはですね、説明しております。こちらの資料にはございませんが時でも 19 のほうが説明がしやすいかなと。

0:52:21	はい。
0:52:24	ふれる必要 19 のほうへ答申については改善と原子力規制庁の範囲ですすいませんが、申請書なら申請書の何ページの享受することで御説明をお願いします。
0:52:37	申請者の新旧対照表、ページでいきますとですね、92 ページのところ、
0:52:45	はい。
0:52:48	こちらのほうは、よろしいかと思えます。一つに基づいて説明しますので、本来ちょっと品管規則のところはちょっと省略させていただきますと、それ以降になりますと、情動的な方。
0:53:06	第 16 条以降、こちらの方が
0:53:11	全社的な活動からの発行になるという。
0:53:16	もっと向こうと今回の先ほど真ん中のほうからおっしゃっていただいた 6 業務につきましては、第 11 条のほうで個別業務プロセス計画という形で出した上で、11 条から 12 条でそれぞれはいつてます。
0:53:35	はい。
0:53:37	ここが十七条読み取れる資料及び机上のほうでそれぞれ 64 に関して、こういう計画については幾つかってというのは、ぜひしてございまして、これはですね、表 19 の負担分の保安管理体制の
0:53:56	そこで設営合わないという。
0:53:59	それ以外の確認安全委員会委員会やっぱり提供した方がですね、従前からともと第 11 条第 22 で起こっていたところで規定しているところが変わってはございませんので、
0:54:18	ただ、確認安全以下であると第 21 条第 20 条のところ、プロジェクトで一番下のところで、こちらのところに書いて帰られ、
0:54:29	ここは細かなところでいきますと、当第 23 条第 24 条、こちらにつきましては保安共通的といったところございまして、補助給水につきましては、F-993 ページのところ、
0:54:48	補助給水で受けていた状況ありません。
0:54:54	6 業務以外ですと周辺の管理として薄いサンプルでいただくところがございしますが、こちらにつきましてはですね、38 条、46 条報告って感じで編成したら、変わりはございませんが、
0:55:14	今回保全区域の設定というところがありましたのでこれが追加されていると、具体的に言いますと別表 19、193 ページ、こちらの真ん中辺りに周辺について、及び荷重条件を整理させていただきたいと 21 万件。
0:55:32	こちらのほうに対 40 構造が見えていただけるよう決定しているところが挙げられる。

0:55:40	いただくことが特徴でございます。あとですね、それ以外ですと、文書及び記録の管理できるんだけど、こちらにつきましては、と思っている方いまして申し訳ございませんが、92 ページのところです。
0:55:56	同社で記録の関係では影響下からイケナガと言ってもいい監視を強めて閉操作の心の人々の観点で、こちらのほうは従前第 4 条の規定案でございますが、こちら被ばく評価に反映して第 4 条。
0:56:17	具体的には、それがここへと一般職の管理といったことはいっぱいありますね。これを受けているわけで
0:56:32	こういったところですので、目標以外で基本的に大きな違いはございませんが、周辺監視区域のところでは立法で規制庁決定したというのがある状態での大きな変更でございます。
0:56:51	はい、原子力規制庁の永井です。大きいところは大体わかりました。ちょっと二つほど。
0:56:57	ですね、設計管理等、それから、
0:57:01	設計の質問ですが、調達管理はどのように変わったのか御説明いただけますか。
0:57:08	設計管理と調達管理のところだと、12 条のここですね、こちらの方が大きいと思います。
0:57:20	こちらのほうへ説明する資料としては資料 1-16 ページのことが設計委託でこちらの方、12 条のところには並行適正開発計画さま 12 条から 12 条の 7 番。
0:57:36	統括プロジェクトが 12 条の 8 から 12 条及び技術基準の 16 日っているところで設定につきましては、
0:57:49	当社の保安に関する今回
0:57:52	法務監査部するものですねここはちゃんとできているということですので決意基盤に関わるところいたしまして、補修に入る基準というところで受けるというところで保証時期がはっきり机上の 2 から 12 時の内容につきましては保守
0:58:09	それ以降の 12 条の 8 から 9、非常に情報後 12 条の記録につきましては、影響評価について、というような定義してございます。
0:58:22	あと補足的に行きますと、12 条の 11、12 条の 11 が個別業務につきましては、これは第 11 条で述べております 6 業務にあたるここでこれにつきましては
0:58:37	関する基準にそれぞれ割り振ってございます。
0:58:41	以上でございます。
0:58:44	はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。そうすると、今私この A と 192 ページの別表 10 件について設計管理が出てこないなと思ったんですが、補修改造基準に入れたということで、ちょっと設計管理等業務に含むということで、

0:59:03	今、整理っていうか、皆さんの考え方ですけど、どうい
0:59:09	考え方で6業務に含まれているということによろしいですか。
0:59:15	原子燃料工業東海事業所セヤマです、でその通りでございます。どく業務っていうことで、こちらで改造、以上のところで受けてございますが、こちらのほうの補助及び改造基準の方に行っているかやったの入れてるっていうのが総会の整理でございます。
0:59:34	原子力規制庁の永井です。全体の構成はわかりました。はい。
0:59:41	はい。
0:59:46	原子力規制庁のタケダです。
0:59:49	セヤマも言ってるっていうから各事項があるとはいらっしゃいます。
0:59:57	はい。
1:00:08	はい。
1:00:22	ページだけがですね。そういう意味では的な資料の確認と思います。昨日ピーエイ資料YKTいうのかという質疑。
1:00:36	いや、御説明させてるんでしょうか。ほぼ整合性について質疑に入ります。
1:00:43	はい。
1:00:46	今後資料からカップリング事項がある方はいらっしゃいましてですね。
1:01:07	はい、原子力規制庁の永井です。いくつか確認させていただきます。最初に、
1:01:14	ちょっと
1:02:07	はい。原子力規制庁の永井です。同社もとづきました。最初に、
1:02:13	これはこれからお伺いすることは、熊取事業所の保安規定の変更認可施設確認なんですけど、もし反映しているようであれば、その旨お答えいただければ結構です。
1:02:31	最初に 17 ページGの調達管理のところですね、番号で言うと 256 番ね。これ一般産業用工業品を調達する際の
1:02:47	解釈の要求事項で
1:02:52	事業者に対してですね、からどんな情報を入手して、どういう皆さん自身が評価するかというところが解釈にありまして、これは皆さんのところの保安規定に
1:03:06	反映をしたということによろしいでしょうか。
1:03:12	はい。
1:03:13	原子燃料工業東海事業所セヤマです、その通りございまして 17 ページの 56 番目の本編のところですよ。二つ星を追加してございまして、具体的には付則解釈の今回じゃなくて、調査しようという一般

1:03:31	汎用工具や情報提供と傾斜等から保守的な評価を行うと、あと、一般の工業品積雪しようとする環境との情報を供給者に提供して読者に技術的な評価を行って、この二つを追加することで
1:03:48	一般産業品及び心配する評価についての具体を併記させて欲しいとございます。
1:03:55	はい、原子力規制庁の永井です。ここの資料の意味なんですけど、私手元に今から持ってますが、この 17 ページの非常用の
1:04:10	多いのですね、2ぽつで黒文字青文字で説明してますけど、これはどういう
1:04:20	趣旨なんですかすみません資料か。
1:04:23	今この確認っていうのは、説明お願いします。
1:04:30	原子燃料工業の東海 4 セヤマFa等、こちらの説明についてはですね 2 ページのところに示してございます。あんまりありますが、水色の方については、加工事業許可ホームとか保安規定。
1:04:46	ここにおいて同じ機材、場所は示しているというのが見えなかったということになるというところでございます。
1:04:57	はい。原子力規制庁ナガイそうすると今追加したというところもには許可にはないんだけど、評価の届け出ですね、言わないけれども、保安規定の方で解釈を踏まえて入れましたという。
1:05:10	そういう
1:05:12	ことで、
1:05:14	鉄塔でございます。わかりました。
1:05:18	今の点、調査管理の一般産業工業品の調達については、
1:05:26	あと、
1:05:27	それからもう 1 点ですね、使用前事業者検査を行う要員っていう事情ですと、G2 ページの番号で言うと 100300。
1:05:42	6 番。
1:05:44	ですね、こちらも
1:05:46	許可使用前検査を行うのですね、いろいろな力量を持ちという、解釈の'示されているけど、それに対しての説明のほうは熊取事業所の方に求めたんですけど。
1:06:04	皆さんの方でどのように対応するように計画しているかという説明をお願いします。
1:06:11	原子燃料工業東海事業所セヤマですけども、こちらのほうが出て対応の内容につきましてはですねもともとこちらの教育という管理情報って行ったものに検討を行わせるっていうのは、62 条について管理のところを書いて、

1:06:31	ございますが、この架構につきましては、こういう訓練の中で行っていると。ただ、ちょっとそこら辺はですね、より明確にしたほうが良いという今年かどうかということで 23 条で行っていた教育でいきまして、これを明確化することで
1:06:50	でございますので、具体的には、本資料の中に分けて分配してございませんが、ちょっと
1:07:00	申請書でいきますと
1:07:07	それから新旧対照表のと、
1:07:12	68 ページのところをご確認いただければと思います。こちら第 23 条の第 3 項第 2 号がここにですね等記載してございます。来てございまして、
1:07:27	ちょっと読み上げさせていただきますと、各事業は、前項の本設のほかに代行の基準に基づきまして、あらかじめ使用前事業者検査できるだけいっぱいにして、必要な事項を定めて要員に対するすることによって施設管理することによってすることだけ、
1:07:45	なお、この部分で手つかずに検査関係の要因に関するバックアップとしての明確にするということで理解技術管理といったことで対応することと考えてございます。
1:08:01	はい、原子力規制庁の永井です。皆さんの方でよく検討されている状況わかりました。それで、もう一度資料 1-2-22 ページに戻るんですが、この解釈の要求事項に対してですね今も御説明した通り、
1:08:17	違うところと違うところっていうか、22 条の 3 行で対応しているということで、この右から 2 番目のレートの保安規定の代表性書いてあるんで、なかなか勸奨を跨いだ記載はしづらいのかもしれないけど、もともとここで 23 条も、
1:08:34	以上かもしれませんが、この予定要求事項に対して受けている情報については、一言説明を
1:08:45	そしていただければ、確認ができますので、うまく書けないようであれば何かちょっと注記して欄外に 2213 項で規定とか、いずれも要求事項に対する皆さんの検討状況が反映状況は、
1:09:03	資料の中で、いずれ次の補正と機会があれば、そういう機会でも結構ですけども、説明を加えるようにお願いします。
1:09:16	はい。
1:09:17	原子燃料工業東海事業所です、承知いたしました。ええと許可のこちらの資料のほうに流出する形でこの資料として部分に
1:09:52	でもかけられ非常 1 の時からの確認事項のほか、ございますでしょうか。
1:10:19	規制庁のイケナガです。ちょっと簡単なことかもわかりませんが、品質管理基準、

1:10:30	品質管理、非常に規則と対応した場合ですね、言葉なのかなと思ったんですが、
1:10:39	管理基準のほうでは品質マネージメントシステムとか品質マネジメントになっているんですけども。
1:10:46	トーカイさんの資料で空に枕詞に保安がついてるんですけど。
1:10:53	これをつけたの何か意味があるんでしょうか。
1:11:01	東海リースの可能性は言葉で言うと、本社のほうですねマネージビルとしての持っております。いわゆる 20 程度位かかる。
1:11:16	品等のQA上は後は今回の保安規定が保安QMSというところでちょっといわゆる製品用の上の QMS と明確にわかる上で保安というような言葉っていただきたいなというところがございます。
1:11:34	はい。
1:11:35	規制庁イケナガですけどちょっと理解できなかったんですが、製品については、方案をつけるとか、
1:11:44	つけないと。
1:11:47	それから整理につきましては平均の揭示を行いますので、それをですね本当内定と区別するという目的で、保安規定のほうの文章には保安という枕言葉って、加工に関するマネジメントシステム受託したいというところで保安の方には来てたんで残してやっています。
1:12:07	開けるといふふうには規制庁イケナガですが製品の方はもう品質マネジメントになって、それと保安規定のほうがあええと保安品質マネジメントなりそういう違いだけですか。
1:12:20	ここでございますはい、わかりました。
1:12:31	Fの方は次系資料 1-3 パラの事実確認に進みたいと思います。
1:12:40	次の方から報告事項がある方はいらっしゃいますでしょうか。
1:13:05	原子力規制庁タケダ出て確認なんですけれど、当初発表後から確認した内容とかぶるんですけど。
1:13:16	次が 16 ページ目になります。この 21 条けれども、
1:13:31	核燃料安全委員会っていうのは定められております。
1:13:37	ここの事項の(1)で、
1:13:40	力国に関する手続きの事項を審議するということが大があるんですけど、三つ言ったら、あまり挙げられております。
1:13:53	コンピューター例えば泊につきまして経年劣化たについての技術的な評価
1:14:01	ができなくても分かってもらったんですけども、評価結果については、この委員会の中で挙げられていないようには入るので、

1:14:28	はい。
1:14:30	原子燃料工業東海スズキでございます。
1:14:34	経年変化の評価につきましては、重要度適用外の発表の中でやってございますが、定期評価活動を実施計画ですとか、報告内容ですのでだけですか、そういったところは発電所の安全委員会で審議、報告。
1:14:53	事故として規定してございまして、コンベヤ上に入っているということでは、保安規定のほうが変更になってますと、施設管理の中でメンバーにつきましては、指定しますけれども、
1:15:10	こちらにつきましても確認では全員から出て
1:15:15	穴道或いは報告をする案件として整理する予定でございます。
1:15:23	タケダれて審議される内容もあるということがいっぱい
1:15:28	この内容っていうのを言ったら、法令に当たるので、
1:15:33	はい。
1:15:54	原子燃料工業東海スズキでございます。
1:15:58	そうですね予定の 21 条の主体で言いますと、時的にははい、当然していくか、一般するプロジェクトとして解析が今
1:16:12	資料の第 2 項の 4 号の運転保全に
1:16:20	当然に伴う
1:16:23	誤操作の防止の安全の確保に関するこのあたり、或いはないように審査内容に応じては、その他保安上必要な事項ということで、4 基もあるわけですけども、いずれにしろ
1:16:40	核燃料安全委員会へ確認する内容の中に含めて考えてございます。
1:16:50	規制庁武田です。報告するしないでピットの内容であるということで意見を言ってもまだ見られている。
1:16:58	内容に該当するというので理解
1:17:03	他の指摘事項ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:17:30	原子力規制庁の永井です。これからちょっと幾つか確認したいんですけども、基本的に熊取事業所の
1:17:41	低について確認した続行と。
1:17:48	大体同じようなところなんです、皆さんの方は後から申請されたということで直っていると思いますので、まず最初に、
1:17:58	そういう状況が含めてちょっと確認なんです、5 ページ目の第 7 条の保安品質目標ですね、もちろん管理部門がお話しあっても伺って定めるべきものということで、今回はもうここは修正がかかったということで、

1:18:20	かかっているの派遣しましたけれども、関連する条文でこの保安品質目標の関連でええと。
1:18:29	社長の職務といいますかね。で追加しているようなのがあれば御説明いただけますでしょうか。
1:18:39	やっぱりセヤマと第7条のここでづきましてもましようというところがあっても、データをしておりてきたかと思っているところで、ここで、これ以外のところで
1:18:55	こういった変更したところはございます。
1:19:04	はい。原子力規制庁ナガイですけれども、わかりました。社長の職務として大きいんで。
1:19:11	ライバルだって、
1:19:26	21 ページの
1:19:35	21 ページのですね。
1:19:38	30 条の
1:19:42	ただ、
1:19:46	ここですね、重大事故に至る恐れがある事故の数値の今参考まで、
1:19:56	対して、
1:19:58	あれですが、
1:20:14	ちょっとあれですね、
1:20:17	わかりました。熊取のほうは
1:20:20	要綱追加したんですけど巡視の話があったんですが、ここはやっぱとかもともと入ってなかったんで。
1:20:27	難しくないってことですね。
1:20:32	レポートを書いて言葉のセヤマでこの通りでございます。1 人の方で 31 ページで、これを日程それぞれ一部実は必要性は感じて、
1:20:50	4、
1:20:51	今回も込みで。
1:20:55	ですので、
1:20:56	今回ある。
1:20:59	感じる。
1:21:02	はい。免許規制庁ナガイですわわかりました。これは続きましてですね、25 ページの
1:21:11	なります。これ 8 号の排気監視設備と排水監視設備の要件の中の 1 ポツ目ですね、これは新たに新設された審査基準なんですけど、1 ポツの最後のところですね。

1:21:27	越塚にかけて設計時の設備による機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていることってということで、審査基準があるんですが、皆さんの53条のところは設備の
1:21:46	維持管理については規定されていると思うんですが、その使用方法についてはどこで規定しているとか、説明をお願いします。
1:22:27	原子燃料工業東海事業所セヤマでちょっと、この規定等の対応につきましてはおちょっと確認させてください。確認いたします。
1:22:42	はい、原子力規制庁のナガイについてはわかりました。
1:22:45	それからですね、
1:23:05	失礼しました。
1:23:07	30ページですね。
1:23:11	75条で非常用資機材の整備ということでですね。
1:23:18	呈されているけれども、
1:23:23	この辺の
1:23:25	非常に資機材の整備は、確かすべてが前回までには反映されてなかったと思うんですけど。
1:23:33	それで今回も結構それなんだろう申請予定はないということでしたけども、段階的施行についてまだ保守的申請ということで、
1:23:43	これはさっき聞いたかもしれないけども、この辺の資機材の状況は今どうなっていて、今後どうなる予定なのかっていうのを説明していただけますか。
1:24:00	こちらにつきましてははですね保全区域の中でだからいいと確認施設についてもですけど、安全対策本部に移行する非常発電機ましてはですね。
1:24:16	ものとしてはあるんですが鉄工についてまだ許可を受けていただいて、
1:24:22	町民へっていうのは、次ができて、その認可を受けた保安規定の方に持っていくように考えてございます
1:24:33	はい。原子力規制庁ナガイですよ。わかりました。そういうちょっと最初にもお伝えしたんですが、段階的に申請する予定のものについては、直近のですね、保安規定の変更認可申請書では、
1:24:51	ソフト対応については、だけで準備できるものは、
1:25:00	申請が終わっていて、その他設備とか施工に伴うものは段階的にということで、いろいろ管理する資料をつけていただいたんですが、今回の申請承認は受けていない状況にありますので、
1:25:16	ちょっと内容だけといいますかねも含めて段階的申請の施工で今度設備とかもですね、いわゆる今の時の設備もありますけど、何か皆さん社会で管理する方法が、

1:25:32	或いは御説明していただけますでしょうか。
1:25:41	ちょっとタイムにつきましてははですね本申請書の管理用ございまして、いつまでに補足とか、そういった企業準備するかっていうのは整理してございます。これが確定の方。
1:26:01	申請の理由がその搬入ところでしたので、今回関係の進捗ございませんでしたので、そういった基準がございませんでしたか、今後ですね、外帯たく、また手続き等について、
1:26:17	ありました場合はですね、それは今どういった状況になるのか明確になるように、
1:26:24	ちょっとどういった形で行っているかというのはあるんですが伴格子状のような形で一応時とつけて状況の方把握できてきたいと思っております。
1:26:35	はい、原子力規制庁ナガイ技術わかりました。御社の設工認の申請も許可との対応がなかなかできづらい状況がこれまでにられましたので、それも踏まえてですね。
1:26:52	いずれにしてもまずは社内で管理していただいてその上で、我々のほうの申請書にも受けていただくような形では考えていますので、それは審査会合のほうでもまたことになると思いますけれども、
1:27:07	できてもきちっと管理していく必要があると思います。ありますので、段階的ですね施行に合わせて提出してくださいということですね。
1:27:22	やっぱ時前回までについていただいた資料ですね、これが出ていないので、今計画したけれども、
1:27:34	受けていただいているということで、
1:27:37	また、
1:27:42	ここに言葉を聞いてました。
1:27:48	Fーができて、その他医療もまだ聞き事項がやっぱやっています。
1:28:01	よろしいでしょうか。
1:28:04	やっぱり以降も非常に資料 1-2 加工事業変更許可は許可候補の書いている状況ということで、
1:28:14	パターンがあります。
1:28:17	でいただいております。ここからクリティカル方いらっしゃいます。
1:28:38	タケダでございます。
1:28:41	冊子の方から
1:28:44	6 ページ目。
1:28:49	ページ目の末期から 6 ページの頭になるんですけど、音声で有効ナガイ第 7 条の法人の

1:29:01	その一方メールの本程度一報目、ここは事業実績の概要が配付されて、
1:29:09	発表はアリタでやる時を通じて、こういう実態が変更されているんですけれど。
1:29:16	6 ページ目で実行上、
1:29:21	ここがまた集合場所調和となっているんですけれど。
1:29:26	真ん中のほうの業務の事業許可の本文のほうでは、やっぱり社長がっております。
1:29:39	オッケー考案日で方針が整合的なものと合わせると、
1:29:44	書いているんですけれど。
1:29:47	法令は。
1:29:49	1 ポツの 2 行微動規模っていうのは所長で問題ない。
1:29:58	原燃工東海で言うとセヤマで 7 条の 2 項に、
1:30:04	今は初めの第 7 条の 1 本の方で策定は管理責任者であると強風時という場合を使って、これは
1:30:16	スズキというものの手法であればましょ等はてるということで入ってございます。
1:30:23	F-タケダあわかりました一方でじゃこういう見込めているものでということではない。
1:30:29	それで整理いただいていることでいいか。
1:31:16	規制庁のイケナガですけども、先ほど質問しました独立性と、それからコミュニケーション、これが保安規定では読めませんねっていうことで、どこにありますかという話をしてもらったんですが、後で
1:31:34	調べて回答するのっていうのはもう今回答があるんでしょうか。
1:31:56	どうぞ。
1:31:58	トーカイの瀬山です。そうですねえ。
1:32:04	まずコミュニケーションにつきましてはノページのところです。
1:32:10	第 4 条の
1:32:14	ここに
1:32:18	社長は県民の安全文化を育成し及び維持するために罰則引き換え適切に遂行や取り組みについて質疑の状態を目指す。
1:32:26	具体的にどういう評価目立ったけれども、最後の補助とか変色或いは
1:32:33	認識して要員は必要なコミュニケーションをとっていくというこのところでコミュニケーションをはっきり
1:32:41	ここが幾つかどうかという考えてございます。
1:32:49	コミュニケーションを図ります。

1:33:01	もう1点、独立性につきましては、ちょっともうちょっと確認してるですので、もうちょっと待っております。
1:33:35	原子力規制庁ナガイです。ちょっと今1点確認させていくんですけど、環境モニタリング芸の件なんですけど、これ熊取事業所性も確認したとこなんですけど、今ちょっと準備している資料で、
1:33:51	確認できなくなっちゃったんであれなんですけど、まず強化で、東海事業所環境モニタリング2ですね、敷地外の資料サンプリングして評価するという事は、
1:34:08	許可の中で約束しているんでしょうか。
1:34:17	同窓会当てはまっているのではございまして、ちょっと具体的にはですね、
1:34:48	原燃工東海スズキでございます。
1:34:52	弊社の加工の事業のロッカーですと、申請書ですね。
1:35:01	本文の128ページに環境対応業務設備等、他へ入ってジェネレーター問題もフコクそういったもので、一般審査、
1:35:18	というような趣旨のことに対して、いわゆる
1:35:26	原子力規制庁の永井です。わかりましたで敷地外の関係サンプリングについてはいかがでしょうか。フロアある場合には皆さんの保安規定でどのように、異常監視計器のかっていうのを、
1:35:43	ちょっと資料の以前のですね意見の3の中でお伺いするべきだったのかもしれないんですけど、どうい
1:35:54	どういふふうに反映しているのかを
1:35:56	御説明いただけますでしょうか。
1:36:02	原燃工東海セヤマで環境モニタリングの実際貯蔵遮へい着方からもありました行為でございますが、ここは入れて、ちょっとそこまで所っていう
1:36:20	もうちょっと明確にしたほうがいいっていうか考えてございますので一応現在考えておりますのは、
1:36:30	ページため今、700以上に当たるところと、
1:36:40	スズキ20ページでございます。
1:36:44	はい。
1:36:45	こちらの71条に環境放射線モニタリング経営の業務を行うもので終われば推進マップまた同じく74条第750新旧対照表でいきますと131ページ、103ページ。
1:37:04	ページの放射性気体廃棄物。
1:37:07	はい、御点もですね、方策に環境問題を行うということを明確にしたいと思えます。実際喋ん思いやりを行うって言ったほうがいいの測定結果ですねパッケージで言いますと述べているというところでございます。

1:37:29	結局提供ですね、非常に明確にしてございますので、それをですね、引用が環境放射線モニタリングということで、できることは考えている。
1:37:46	はい、原子力規制庁の永井です。
1:37:50	わかりました。ちょっと私は聞き方が本当はもっと前出なきやいけなかったんでしょうけど、今審査基準ですね資料ちょっと戻って申し訳ないんですが、資料の1-3の中の
1:38:07	28ページの
1:38:11	これは14号の放射性廃棄物の廃棄というところの要求事項の6番ですね、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制でこれは計画実施評価について定められていることということがありますので、
1:38:28	これに対する対応については、現状の保安規定ではまだ決めていないというふうに
1:38:37	理解してよろしいですか。それについては今後その今後というか見直しをしているということよろしいですか。
1:38:50	はい。
1:38:51	原子燃料工業東海事業所です、環境放射線モニタリングにつきましては、
1:39:00	行っておりまして、必要な測定機器類を
1:39:06	埋まったが、各として明確にするという形でおっしゃってる家明確にしたいと思って。
1:39:13	はい、原子力規制庁の永井です。もちろん測定器があるのも必要なんですけどモニタリングを実施するというのであれば、誰が何をを使ってどのようにということですね、で評価した結果、
1:39:28	どれぐらいだったらまあいいのか悪いのかと評価手法のパート結果の記録という一連のプロセスが思いますので、そういうことが今現状では規定されていないという
1:39:41	ことで今検討しているというお答えと理解しましたがよろしいですか。
1:39:49	はい。
1:39:51	特に構造化によってはその通りでございます。流れるとっていう改良へと思います。
1:40:02	原子力規制庁ナガイです。この後その壁、
1:40:08	
1:40:09	もっと不要の4パラという意向があることをいらっしゃいますでしょうか。
1:40:17	容器、
1:40:19	それでは、今回用意していただいた資料からは以上になります。
1:40:25	原子力規制庁の永井です。ごままいかありますか。

1:40:35	これ当然ですけれども、特にありません。はい。
1:40:38	減少していかない。了解です。
1:40:43	これ本日の議題は以上となります。
1:40:50	東海事業所から何かありますかでしょうか。
1:40:54	了解で要素ですね、特にございませんけれども、ありがとうございました。
1:41:01	今回の面談連携終了とさせていただきます。